

危険ドラッグを取締まる法律

危険ドラッグは、法律で規制されています。

法律で規定される「指定薬物」は、麻薬や覚醒剤と同様に、製造・販売だけでなく、**個人の所持・使用も「違法」となり、処罰の対象です。**

指定薬物に関する罰則

所持	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはそれらを併科。
使用	
購入	



こんなつもりじゃ...

こんなつもりじゃ...とならないために！！

- 危険ドラッグの危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気をもつこと。
- 一人で悩まずに相談すること。

困った時はまず相談！！

おかしいな、あやしいなと感じたら、迷わず相談！！

- 山口県薬物乱用対策推進本部
(山口県健康福祉部薬務課)
☎ 083-933-3018
- 薬物乱用相談窓口
岩国健康福祉センター 宇部健康福祉センター
☎ 0827-29-1526 ☎ 0836-31-3200
柳井健康福祉センター 長門健康福祉センター
☎ 0820-22-3631 ☎ 0837-22-2811
周南健康福祉センター 萩健康福祉センター
☎ 0834-33-6427 ☎ 0838-25-2666
山口健康福祉センター 下関市立下関保健所
☎ 083-934-2534 (保健医療課)
☎ 083-231-1711
- 山口県精神保健福祉センター
☎ 0835-27-3388
- 山口県警察本部総合相談室
☎ 083-923-9110
#9110(プッシュ回線電話)
- ヤングテレホンやまぐち
山口県警察本部少年課内
☎ 083-925-5150
- ふれあい総合テレホン
やまぐち総合教育支援センター内
ふれあい教育センター
☎ 083-987-1240



だまされるな!

危険ドラッグ



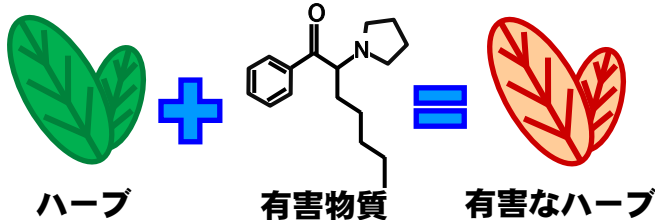
山口県(山口県薬物乱用対策推進本部)
山口県薬物乱用対策推進員協議会

事務局:山口県健康福祉部薬務課

危険ドラッグって何？

麻薬、覚醒剤、大麻等に似た有害物質が含まれている製品です。

有害物質をハーブと混ぜたり、液体に溶かしたりして、「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」等と称して、あたかも無害な製品として、販売されていますが、**有害で危険**です。



危険ドラッグの種類



ハーブ



バスソルト



アロマ



植物の肥料

形を変えて安全なように見せかけているだけです。
「ダメされないように！！」 (写真は厚生労働省資料)

危険ドラッグで死亡も！

「合法といわれているものは安全」**間違い！**
「法規制されていないものは安全」

使用すると、気分不快、おう吐、意識障害、呼吸困難、けいれん等を起こし場合によっては**死んでしまいます**。

合法と称して販売されていた製品に、麻薬等の違法な薬物が入っていた例もあります。



テレビ、新聞等の報道によると…

死亡

部屋で暴れた男性が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見された。

危険ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。

交通事故

暴走した車が歩道に突っ込み8人死傷。逮捕された男性が「危険ドラッグを吸って運転した」と供述。車内に危険ドラッグの吸い殻。

救急搬送

危険ドラッグを吸引したと見られる高校生が下校途中で体調不良で救急搬送。

異常行動

駅で危険ドラッグを吸った男が線路内に立ち入り逮捕。「追われている気がして逃げようと思った」と供述。

危険ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入。児童を追い回した。「錯乱してよく覚えてない」と供述。

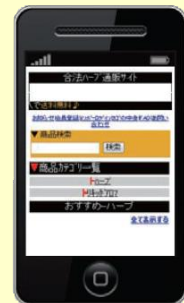
どんな風に売られているの？

店舗やインターネットで販売されています。



店舗内の様子

「お香」「ハーブ」「アロマ」等の危険ドラッグが多数陳列されています。



インターネット販売

危険ドラッグを通販するというホームページ、携帯サイトが急増しています。

危険！近づかないで！

平成25年度薬物乱用防止標語最優秀作品

「手を出すな」
未来の君が呼びかける

岩国市立美和中学校 2年
林 茉由 さんの作品